

エコアクション21

# 環境経営レポート

2023.5-2024.4

2024年7月16日



株式会社 西尾建設

目 次

1. 組織の概要及び対象範囲	P3
2. 環境経営方針	P7
3. 主な環境負荷の実績	P8
4. 環境目標とその実績	P8
5. 本年度の主要な環境活動計画の内容	P9
6. 環境関連法規等の遵守状況	P9
7. 環境活動取組結果の評価及び次年度の取組み内容	P11
8. 総合評価及び代表者による全体評価と見直し結果	P13
9. その他	P13

## 01 組織の概要及び対象範囲

### (1) 事業者名及び代表者名

事業者 ▶ 株式会社 西尾建設

代表者 ▶ 西尾 雄一郎

### (2) 所在地

事務所 ▶ 神奈川県藤沢市鵠沼石上 3-3-2

### (3) 環境管理担当者連絡先

E A-21 責任者 ▶ 石井 文成

連絡先 ▶ TEL : 0466-25-5386

FAX : 0466-24-5903



### (4) 事業内容

- ・ 特定建設業（土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業、水道施設工事業、塗装工事業）
- ・ 一般建設業（建築工事業）
- ・ 産業廃棄物処理運搬業（積替え保管を除く）

### (5) 対象範囲 全組織・全活動・全従業員を対象としております

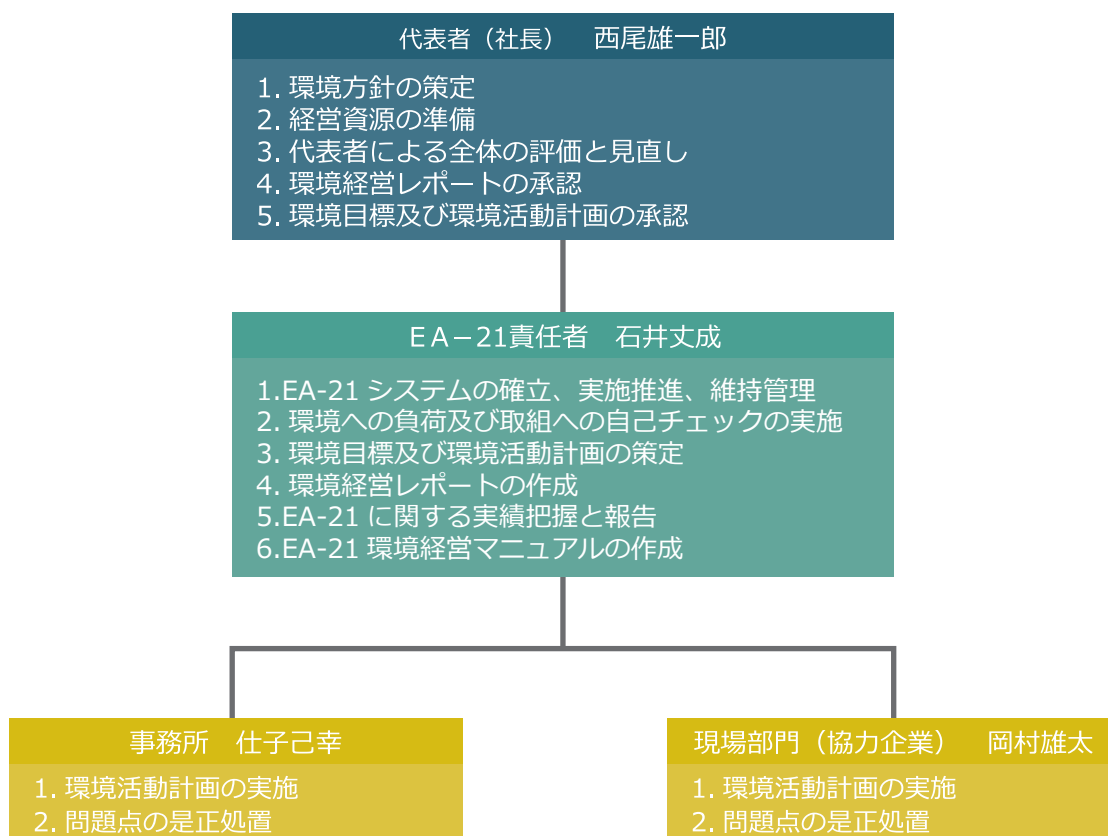
### (6) 事業の規模

項目	単位	2021年	2022年	2023年
売上高	百万円	513	413	685
従業員数	人	13	13	14
床面積	m <sup>2</sup>	72	72	72
収集運搬数量	t	636	276	0
工事件数	件	77	55	49

### (7) 法人設立年月日 昭和 41 年 5 月 24 日

### (8) 資本金 2000 万円

(9) 組織図



**01 組織の概要及び対象範囲**

(10) 許可の内容

①特定建設業

- 建設業の種類 ▶ 土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業、水道施設工事業、塗装工事業
- 許可番号 ▶ 神奈川県知事 許可（特－1）第 18400 号
- 許可の有効期間 ▶ 令和元年 12 月 15 日～令和 6 年 12 月 14 日

一般建設業

- 建設業の種類 ▶ 建築工事業
- 許可番号 ▶ 神奈川県知事 許可（般－1）第 18400 号
- 許可の有効期間 ▶ 令和元年 12 月 15 日～令和 6 年 12 月 14 日

②産業廃棄物収集運搬業許可（積替え保管を除く）

許可自治体	許可番号	許可年月日	有効年月日	産業廃棄物の種類										
				汚泥	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	ゴムくず	金属くず	ガラスくず	コンクリートくず	陶器くず・がれき類	
神奈川県	01403033911	R2.9.30	R7.9.29	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

③産業廃棄物収集運搬実績

2023 年度(2023/5 ～ 2024/4) 0 トン

(11) 施設の状況

油圧シャベル

- 0.25 m<sup>3</sup>級 1 台
- 0.15 m<sup>3</sup>級 2 台

収集運搬車輛

- 1 t トラック 1 台
- 2 t トラック 1 台
- 軽ダンプトラック 1 台
- 3 t ダンプトラック 3 台



(12) 環境関連技術資格取得状況

- ・産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(更新)収集運搬過程

修了者 1名 第514117017号

- ・安全運転管理者 1名
- ・一級土木施工管理技士 8名
- ・二級土木施工管理技士 2名
- ・一級建築施工管理技士 1名
- ・二級建築施工管理技士 1名

(13) 廃棄物収集運搬費及び処理料金

料金は、廃棄物の種類・量により計算いたします。下記担当までご連絡ください。

担当者：石井

TEL：0466-25-5386 FAX：0466-24-5903



## 基本理念

企業として環境保全を常に意識し、事業活動を通じて環境への影響意識を高める事により地域社会そして地球の未来の環境を守り、次世代への継続と発展に貢献する。

## 環境経営方針

当社は、基本理念の実現の為に次の環境方針を定め環境保全活動に取り組む。

1. 事業活動における環境への影響を的確に把握し、環境保全活動の継続的改善を行う
2. 環境保全活動と同時に品質及び原価の向上が伴う活動を創意工夫し取り組む
3. 事業活動に関する環境関連の法規類の最新情報を的確に把握し、遵守する
4. 本社及び現場において事業活動による環境負荷の低減及び環境改善を図る
  - 1) 最終処分となる廃棄物の削減（分別の徹底によるリサイクル促進）
  - 2) 二酸化炭素排出量の削減
  - 3) 節水活動による水使用量の削減
  - 4) 資源の無駄を省く事による廃棄物の削減
5. 環境方針及び環境目標を全社員が認識し、自主的に活動出来る組織を整備する

制定：平成 22 年 12 月 1 日

改訂：令和 2 年 7 月 1 日

株式会社 西尾建設

代表取締役 西尾雄一郎

### 03 主な環境負荷の実績

項目	単位	2021年度 2021/5～2022/4	2022年度 2022/5～2023/4	2023年度 2023/5～2024/4
電気使用量	kwh/年	12700	24247	32446
燃料使用量	ℓ/年	13312	17085	15665
二酸化炭素排出量	kg -Co2/年	38742.9	53412.1	53772.5
産業廃棄物排出量	t/年	654.9	876.9	558.2
一般廃棄物	kg/年	140	134	112
水資源投入量	m³/年	149.6	136.4	141

※令和3年度東京電力エナジーパートナーのCo2排出係数 0.457 kg -Co2 を使用

### 04 環境目標とその実績

環境目標	2023年度実績	2023年	2024年	2025年	2026年
		実績			
二酸化炭素排出量の削減	53772.5 (kg-Co2)	2022年比 1.0%削減 目標 52878 実績 53772.5 1.7%増加	2023年比 1.0%削減	2023年比 1.5%削減	2023年比 2.0%削減
電気使用量の削減	32446 (kwh)	2022年比 1.0%削減 目標 24005 実績 32446 35.2%増加	2023年比 1.0%削減	2023年比 1.5%削減	2023年比 2.0%削減
燃料使用量の削減	ガソリン車 9.7km/ℓ 軽油車 6.2km/ℓ	2022年比 0.5%向上 目標ガソリン9.7km/ℓ 軽油6.1km/ℓ ガソリン車9.7km/ℓ 現状維持 軽油車6.2km/ℓ 1.6%向上	2023年比 0.5%向上	2023年比 1.0%向上	2023年比 2.0%向上
設計外の最終処分量の削減	0.0 (m³)	設計外の最終処分量ゼロ 目標 0.0 実績 0.0 目標達成	設計外の最終処分量ゼロ	設計外の最終処分量ゼロ	設計外の最終処分量ゼロ
一般廃棄物の削減	112 (kg)	2022年比 1.0%削減 目標 133 実績 112 15.8%削減	2023年比 1.0%削減	2023年比 1.5%削減	2023年比 2.0%削減
産業廃棄物の削減	再資源化率 100%	2022年比 現状維持 目標 100% 実績 100% 目標達成	2023年比 現状維持 再資源化率 100%	2023年比 現状維持 再資源化率 100%	2023年比 現状維持 再資源化率 100%
水資源使用量の削減	141 (m³)	2022年比 1.0%削減 目標 135 実績 141 4.4%増加	2023年比 1.0%削減	2023年比 1.5%削減	2023年比 2.0%削減
本業での取組		設計数量比 増量 10%以内 全現場調査実施 目標達成	設計数量比 増量 10%以内	設計数量比 増量 10%以内	設計数量比 増量 10%以内

※産業廃棄物の削減については、工事件数及び工事内容により排出量が大きく左右されるため削減ではなく再資源化率で管理しています。



## 05 主要な環境活動計画の内容

評価 活動内容についてはよく実施した … ○ もう少し徹底要 … △ 活動不十分 … ×

環境目標	活動内容	評価
電気使用量の削減	① 未使用区域の電気消灯の徹底 ② 節電シールの表示 ③ 室内温度管理（エアコンの温度設定管理） ④ パソコン等のオート電源オフ	○
燃料使用量の削減	① アイドリングストップの徹底 ② 効率の良い配車スケジュールの検討	○
設計外の最終処分量の削減	① 廃棄物の分別徹底 ② 残余資材のリユース、リサイクルの推進	○
一般廃棄物の削減	① 排出量の管理 ② コピー用紙使用量の削減（裏面利用）	○
産業廃棄物の再資源化率の向上	① 分別の徹底 ② 再資源化	○
水資源使用量の削減	① 節水シールの表示 ② 水を出しっぱなしにしない	○
本業への取組	① 材料発注及び使用時の工夫 ② 在庫材料を確認してから資材の発注	○

## 06 環境関連法規等の遵守状況

◆「環境関連法規等」該当の有無チェック一覧◆

分類	活動項目	法規制等	遵守状況
環境 関連 法規	循環型社会形成	廃棄物処理法	○
		リサイクル法	
		家電リサイクル法	
		自動車リサイクル法	
		改正フロン法	
		建設リサイクル法	
		廃棄物の処理及び清掃に関する法律	
	大気環境の改善	オフロード法	○
		自動車 NOX・PM 法	
	生活環境の保全	騒音規制法	○
振動規制法			
環境物品の利用	グリーン購入法	○	

自主的に法規等の遵守状況を確認した結果、違反はありません。  
また、過去5年以上、行政指導、訴訟はありません。  
現場及び資材置場における要望は、過去1年間で0件でした。



06 環境関連法規等の遵守状況

設備・施設・活動項目	No	法規制等	適用条項等	主な内容	当社の対応
一般廃棄物の発生 一般ゴミの発生	1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃棄物処理法) H23.4.1	H12条3-1 ・地方公共団体への協力 H6条2 ・一般廃棄物処理の委託	・廃棄物の減量その他、その適正な処理の確保等に関する地方公共団体の施策への協力 ・運搬または処分は定められた業者に委託する	当社の対応
産業廃棄物の発生 ・廃プラ ・金属くず		H12条3,4,5R6条2 K8条2,3,4,4-2 ・産業廃棄物処理の委託 ・委託の基準 R6条2-4 K8条4-3 ・委託契約書の保存期間 R6条2-5 K8条4-4 ・承諾に係る書面の写しの保存期間	・産業廃棄物の運搬、収集、処理の委託基準に適合しそれぞれの業者との委託契約書の締結 ・委託契約書に添付すべき書面(許可証等) ・委託契約に含まれるべき事項 ・契約書は契約終了の日から5年間保存する ・書面の写しは承諾日から5年間保管する	・それぞれ業者との契約書、許可書の写し ・有効期限の厳守 ・運搬・収集～自社等 ・処分業者～桃神興産等 ・保存期間順守	
		H12条3-1,5,7,8 K8条21,26,28,29 ・産業廃棄物管理表(マニフェスト) K8条27 (管理票交付者の報告書)	・マニフェストの交付、保存、送付内容確認、不適切な状況に対する処置 ・管理票交付日からB2票及びD票は90日以内、E票は180日以内に受領 ・期限内に受領出来なかつたら知事に報告する ・事業場ごとに、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間において交付した管理票の交付等の状況を当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出する	・マニフェストの交付・保管 ・照合確認欄への受け取り月日記載 ・報告書(様式3号)の作成、提出	
		H12-1,2 産業廃棄物の保管基準の順守	・保管場所表示(60×60cm以上) 種類・責任者を明記	・保管場所の表示版設置 記載事項の確認	
		H14、H14の4 収集運搬業の許可	・産業廃棄物の運搬、収集を業とする者は「産業廃棄物収集運搬業」の許可を都道府県知事、保健所設置市または政令市長から認可を得なければならない ・産業廃棄物収集運搬業者はその事業区分を変更するときにも、認可が必要である ・産業廃棄物収集運搬業の許可は5年ごとに更新しなければならない	・認可の許可証の有効期限を確認し、期限が切れる前に更新する ・事業区分を確認し変更があったら許可を取る	
		H12の3、K8の22.23 運搬受託者の管理票写しの送付 K8の26 運搬受託者の管理票の保存 H14条13 ・処理困難通知 H7条2-2 ・運搬車両	・運搬受託者は運搬が終了したとき、10日以内に受託者の氏名又は名称、担当者名、年月日を記載し、管理票交付者に管理票の写し(B2票)を送付すること ・運搬受託者は管理票の写しB1票とC2票を5年間保存しなければならない ・受託した産業廃棄物の処理を行うことが困難となった場合、委託した者に対してそのことを通知しなければならない(許可の取り消しや業務停止命令などを受けた場合) ・車両の両側に産業廃棄物を収集運搬している旨、業者名、許可番号の表示義務 ・許可証の写しの携帯義務 ・マニフェストの携帯義務	・送付期限の順守 ・保存期間順守 ・郵便、FAX等による書面の送付 ・電子メール等による電子ファイルの送付 ・車両の両側に必要項目を記入したステッカーの貼付け ・ラミネートした許可証の写しを車両に携帯 ・運搬時は必ずマニフェストを携帯するように指示の徹底	
		H14条 事業者の責務 (資源の有効な利用の確保)	・産業廃棄物処理計画の提出 ・産業廃棄物処理計画実施状況報告書の提出	・産業廃棄物処理計画の提出 ・産業廃棄物処理計画実施状況報告書の提出	
産業廃棄物収集運搬業として					
多量排出事業者の届出 前年度の産業廃棄物の発生量が1000t以上の事業場					
OA機器廃棄物の発生・PC廃棄物の発生	2	資源の有効な利用の促進に関する法律(リサイクル法)	H4条 事業者の責務 (資源の有効な利用の確保)	・使用済み物品等の再生資源・再生部品として利用の促進	・指定業者、各メーカーに処理を依頼
家電製品の廃棄 (テレビ・冷蔵庫の廃棄)	3	特定家庭用機器再商品化等の促進に関する法律(家電リサイクル法)	H6条 関係者の責務 R-1(対象品目機種)	・廃棄物として排出する場合は、運搬する者等に適切に引渡し、料金の支払い ・冷蔵庫、ユニット型エアコン、洗濯機、テレビ	・廃棄の際、指定業者にリサイクル料金を支払う
使用済み車両の廃棄	4	使用済み自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)	H8条 自動車所有者 H73条 再資源化等預託金の預託	・使用済みとなった自動車を引取り業者に引渡す ・新車購入時にリサイクル料金を(財)自動車リサイクル促進センターへ支払う ・制度施行時に使用済みの自動車は最初の車検時までにリサイクル料金を支払う	・廃棄の際、指定業者にリサイクル料金を支払う
業務用エアコン、冷凍庫の廃棄 業務用エアコンの簡易点検	5	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(改正フロン法)	H19条 第1種特定製品廃棄等実施者の引渡し義務 H19条の3 第1種特定製品廃棄等実施者による書面の交付 H20条の2 引取証明書の保管 H19条の2 特定解体工事元請業者の確認及び説明 H19条の3 第1種フロン類引渡受託者 第1種特定製品の管理者が講ずべき措置	・第1種特定製品の廃棄等の実施者は、登録された第1種フロン類回収業者にフロン類を引き渡さなければならない ・自らフロン類を第1種フロン類回収業者に引き渡すときは、回収依頼書を交付し、3年間保存すること ・他の者に引き渡しを委託する契約を締結したとき、委託確認書を交付し、3年間保存すること ・第1種フロン類回収業者(もしくは委託業者)から交付された引取証明書(もしくは写し)を3年間保存すること ・第1種特定製品の設置の有無を確認し、解体工事の発注者に書面を交付し説明しなければならない ・第1種フロン類引渡受託者は廃棄等実施者からの委託確認書の写しを第1種フロン類回収業者に交付するとともに、写しを3年間保存すること ・第1種フロン類引渡受託者は第1種フロン類回収業者から交付された引取証明書を3年間保存すること ・第1種特定製品の適切な場所への設置、適正な使用環境の維持・確保 ・第1種特定製品の点検	・廃棄の際、指定業者に処理料金を支払う ・フロン回収行程管理票の交付・保管 ・フロン回収行程管理票の交付・保管 ・事前確認書の発行 ・フロン回収行程管理票の交付・保管 ・3ヶ月に1回、簡易点検を実施
建設工事、解体工事 対象建設工事: 受注の場合 解体工事: 80m <sup>2</sup> 以上 新築・増築: 500m <sup>2</sup> 以上 その他土木工事等: 50万円以上	6	建設リサイクル法	H5条 建設業を営む者の責務 H9条 分別解体等実施義務 H12条 対象建設工事の届出に係る事項の説明等 H13条 対象建設工事の請負契約に係る書面の記載事項 H16条 再資源化等実施義務 H18条 発注者への報告等	・建設資材廃棄物の発生を抑制するとともに、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化に要する費用を低減するよう努める ・対象建設工事の受注者又は自主施工者は、正当な理由がある場合を除き分別解体等を行う ・元請業者は、発注者に分別解体等の計画について説明する ・対象建設工事の請負契約書に分別解体の方法や費用等について記載する ・対象建設工事受注者は、特定建設資材(コンクリート塊、コンクリート及び鉄から成る建設資材、アスファルト塊、木材)廃棄物を再資源化する ・対象建設工事に係る特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは発注者に報告し、記録を作成する	・再資源化に要する費用の低減に努める ・分別解体に努める ・再生資源利用促進計画書の提出 ・契約書と共に提出する ・産業廃棄物処理場に搬出 ・藤沢市建設資材リサイクルセンター ・再生資源利用促進実施書の提出
建設機械の適合 (大気環境の改善)	7	「オフロード法」 「排出ガス対策型建設機械指定要領」 「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」 自動車NOx・PM法	・排出ガスの排出量の抑制 ・排出ガスの排出量の抑制 ・窒素酸化物(NOx)及び粒子状物質(PM)の排出の抑制	・平成18年10月以降製造・販売機器には適合表示の表示(基礎工用機械バックホウ・ブルドーザ等) ・排出ガス対策型建設機械を使用する ・適合した車両を使用する	・適合証明書、排出ガス対策表示の確認 ・車検証により適合車両の確認
環境物品の利用	8	グリーン購入法	・環境負荷の軽減	・環境物品等の調達を推進	・積極的に再生品を利用する
騒音の発生	9	騒音規制法	・規制基準の遵守	・特定建設作業を行う際は、その7日前までに市町村長に届け出る	・特定建設作業届出書を提出する
振動の発生	10	振動規制法	・規制基準の遵守	・特定建設作業を行う際は、その7日前までに市町村長に届け出る	・特定建設作業届出書を提出する

## 07 環境活動取組結果の評価及び次年度の取組み内容（是正処置含む）

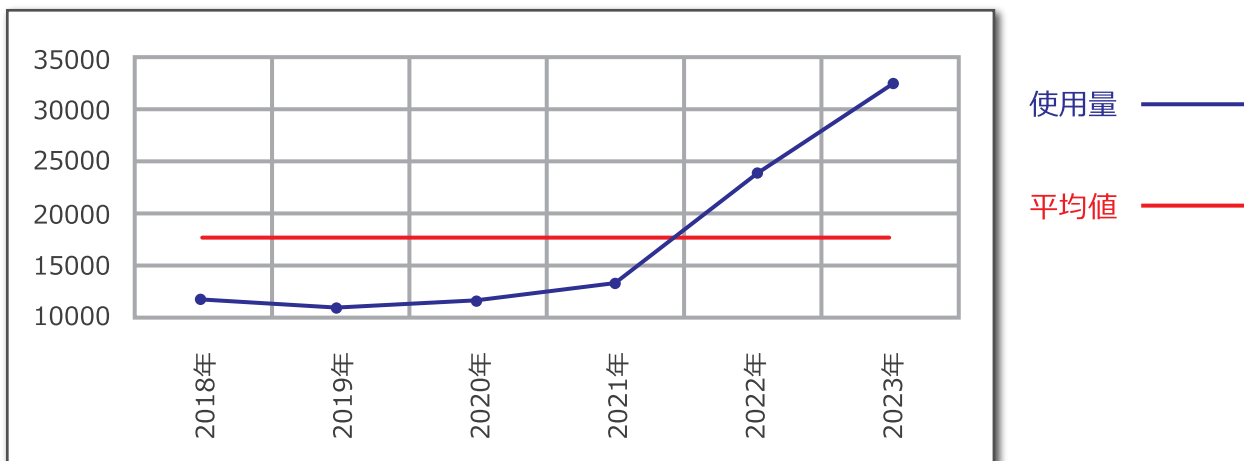
★ 活動期間：2023年5月～2024年4月

### (1) 電気使用量の削減

環境目標：2022年比 1.0%削減

結果：2022年比 35.2%増加となり目標を達成できなかった  
 常時、水替え作業を行う現場があり、仮設電気の使用量が増加した  
 事務所の使用量も 2.8%増加した

次年度の取組：引続き使用量削減に取り組む



### (2) 燃料使用量の削減

環境目標：2022年比 0.5%向上

結果：ガソリン車 58778km/6059.5ℓ = 9.7km/ℓ  
 軽油車 58975km/9511.9ℓ = 6.2km/ℓとなり目標を達成できた  
 （燃費率 = 全車両の年間走行距離合計 / 全車両の年間燃料使用量合計）  
 効率よく運搬作業を行った

次年度の取組：今後も無駄の無い車両配車を行う

### (3) 設計外の最終処分量の削減

環境目標：設計外の最終処分量ゼロ

結果：目標を達成できた  
 分別処理して再資源化することができている

次年度の取組：引続き分別処理活動の実施及び発生抑制に力を入れる

### (4) 一般廃棄物の削減

環境目標：2022年比 1.0%削減

結果：2022年比 15.8%削減となり目標を達成できた  
 分別処理して再資源化することができている

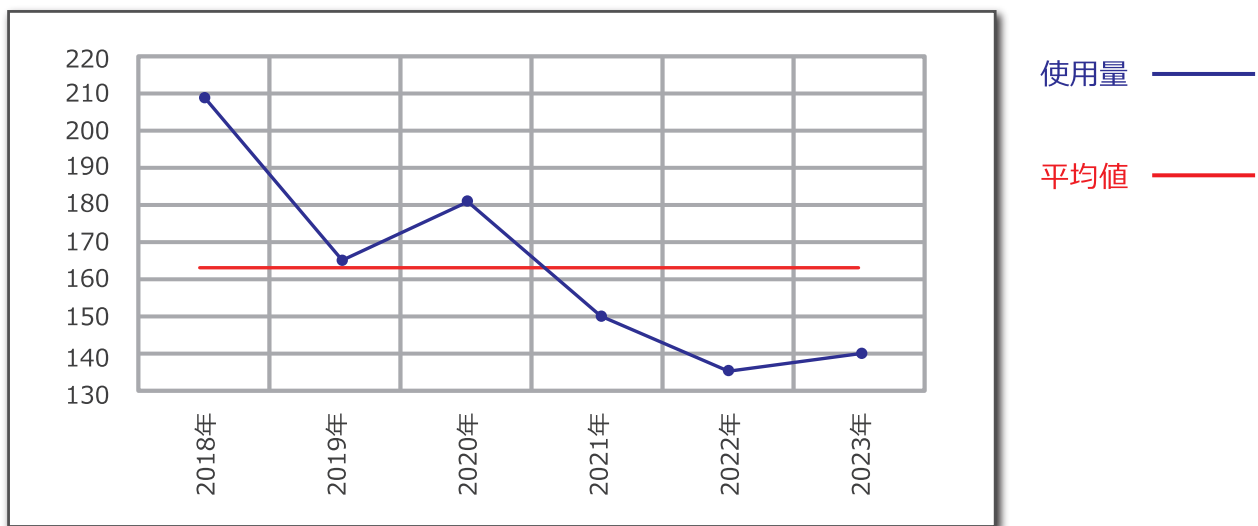
次年度の取組：引続き分別処理活動の実施及び発生抑制に力を入れる



07 環境活動取組結果の評価及び次年度の取組み内容（是正処置含む）

(5) 水資源使用量の削減

環境目標：2022年比 1.0%削減  
 結果：2022年比 4.4%増加となり目標を達成できなかった  
 過去の平均値と比べると、悪い結果ではなかった  
 節水活動に良く取組んでいる  
 次年度の取組：引続き、節水活動に取り組む



(6) 本業での取組

環境目標：元請施工現場各1回環境 + 品質 + 原価の提案を行なう  
 設計数量に対する実施数量の増量 10%以内  
 結果：各現場の主要材料ごとの材料使用率（実施使用量 / 予定使用量）が全ての項目で 10%以内であった  
 各現場ともロスの無いように検討しながら材料の発注ができている  
 次年度の取組：材料価格が高騰しているため、使用量数量の多い材料や単価の高い材料は特に無駄のないように発注をする



## 08 総合評価

現場の作業内容により仮設電気の使用量が増え、電気使用量が大幅に増加した。  
事務所の電気使用量はやや増加したが、節電活動はよくできている。  
熱中症に十分注意して活動に取り組みましょう。  
効率の良い配車管理により、燃費率は向上した。  
資材については余りのないように発注し、ロスのないように使用しているが、材料価格が高騰しているので、今後も注意していきましょう。  
残業時間数や休日出勤などを削減できるので引き続き頑張りましょう。

### » 代表者による全体評価と見直し結果

藤沢市優良工事表彰を8年連続で受賞したのはすばらしい結果です。  
重機・車両の使用前点検を引き続き行いましょう。  
作業中の休憩は現場の状況を考えて、無理なく効率よく取りましょう。  
熱中症には十分注意して作業を行いましょう。  
材料価格が高騰しており、利益率への影響が懸念されます。  
今後もロスのない材料発注を心掛けましょう。

## 09 その他

### ◆コミュニケーション

昨年に続き、今期も社員研修を行うことが出来ました。  
今後も、社内コミュニケーションやモチベーションの向上に取り組んでいきます。

